令和 8 年（ワ）第 192 号　損害賠償請求事件
原　　告　　宮部 龍彦
被　　告　　株式会社神奈川新聞社 外 1 名

証 拠 申 出 書

横浜地方裁判所川崎支部民事部合議 A 係 御中

令和 8 年 11 月 12 日

原　　告　　宮部 龍彦

原告は、次のとおり証人尋問及び当事者尋問を申し出る。略称は訴状及び準備書面 1 の例による。

第 1　証人尋問

1　証人の表示

〒231-8445　神奈川県横浜市中区太田町 2 丁目 23 番地
横浜メディア・ビジネスセンター　株式会社神奈川新聞社内
佐藤 奇平（呼出し）　本件選挙当時の被告会社統合編集局長（令和 7 年 7 月 1 日就任）

主尋問の予定時間　30 分

2　立証の趣旨

(1) 被告会社が、本件選挙において、原告についてのみ候補者紹介、候補者アンケート及び選挙情勢の報道から外し、本件おことわりを付して異なる扱いとすることを、編集幹部の議論を経て組織として決定したこと。

(2) 上記決定の時期、決定者、基準及び判断資料、並びにその目的が、原告の主張が有権者の選択肢に映らないようにすることにあったこと。

(3) 被告会社が、本件おことわりにいう原告の「著しい差別的言動」を具体的に特定せず、原告に知らせることもなく、上記決定をしたこと。

(4) 被告会社が、甲 12 及び甲 27 の写真の選定、写真説明及びプラカードの文言を読める形で掲載することを、編集の判断を経て決めたこと。

(5) 被告会社が、被告石橋の本件各記事の表現及び社外での活動を把握しながら、これを改めさせなかったこと。

3　尋問事項

別紙１のとおり

第２　当事者尋問

1　当事者の表示

被告　石橋 学（呼出し）

主尋問の予定時間　30 分

2　立証の趣旨

(1) 被告石橋が、本件各記事の「デマ」「差別扇動」「犬笛型ヘイト」等の表示について、前提とした原告の言動を特定せず、又は確認しないまま記載したこと。

(2) 被告石橋の本件選挙の報道の目的が、原告の主張を有権者の選択肢から外し、原告を落選させることにあったこと。

(3) 被告石橋が、原告の演説に抗議する者らの行為を評価して報じ、罵倒の文言を読める形で掲載した経過。

3　尋問事項

別紙２のとおり

以上

別 紙 1　尋 問 事 項 書

証人　佐藤 奇平

1　証人の経歴、並びに本件選挙当時の被告会社における役職及び職務。
2　本件選挙の報道の方針（原告を候補者紹介、候補者アンケート及び選挙情勢の報道から外すこと、本件おことわりの掲載）を決定した時期、会議、出席者及び最終的な決定者。被告石橋の関与の有無及び内容。
3　乙 16（令和 8 年 1 月 22 日付け神奈川新聞）にいう「社内で慎重に議論を重ねました」「編集幹部や現場記者らのさまざまな意見を総括し」の内容及び異論の有無。
4　本件おことわりにいう「経歴や出馬に当たっての主張に著しい差別的言動」とは原告のどの言動か。確認した資料及び方法。「差別が拡散する恐れ」があるとした根拠。
5　原告を候補者紹介等から外すと、有権者に原告がどう受け取られると考えたか。被告ら準備書面 2 の 2 頁にいう「一般の読者にはあり得べき選択肢に映り」との判断の内容。
6　上記決定に当たり、原告に照会し、又は反論の機会を与えたか。他の候補者に同様の扱いを検討したか。公職選挙法 148 条 1 項ただし書を検討したか。
7　選挙期間中に、本件おことわりの扱いを見直したか。甲 16（紙面）では本件おことわりを付さずに原告を掲載しなかった理由。
8　甲 12（紙面）及び甲 27（ウェブ）の写真について、写真を選んだ者、「選挙ヘイトに抗議する市民に囲まれる宮部氏（中央）」等の写真説明を決めた者、及び「アホカス差別野郎」のプラカードの文言を読める形のまま掲載した判断の経過。
9　被告石橋の署名記事の表現（「レイシスト」「極悪」「卑劣」等）を掲載前に確認した者及び基準。修正又は掲載の見合わせの有無。
10 被告石橋の従前の原告に関する記事及び社外での活動（集会での発言、抗議活動への関わり）について、被告会社が把握していた内容と、指導又は注意の有無。
11 本件各記事及び本件おことわりについての被告会社の役員及び編集幹部の評価。読者等から寄せられた意見と、これへの対応。
12 その他、上記に関連する事項。

別 紙 2　尋 問 事 項 書

被告　石橋 学

1　被告石橋の経歴及び担当分野。原告について初めて記事を書いた時期、及びその後の経過。

2　差別の問題を報じるに当たり、当事者双方の言い分を並べる書き方を採らず、「レイシスト」等の評価を地の文で書く方針を採っているか。採っているとすれば、その時期及び理由。

3　甲 39（令和 7 年 8 月 8 日付け）に「レイシストのデマと差別を暴く報道で、条例の尊さを再確認する選挙となる」と書いた趣旨。本件選挙の報道で、原告の落選を目的としたか。

4　本件各記事の「デマ」「うそ」「差別扇動」「選挙ヘイト」「犬笛型ヘイト」との表示について、前提とした原告の言動、及びその確認の方法。

5　原告の演説の現場で抗議していた者らとの関係（面識の有無、演説の日時及び場所についての連絡の有無）。甲 20 に「デマを垂れ流させなかった」と書いた趣旨。甲 12 及び甲 27 の写真の撮影及び選定。

6　被告石橋の社外での活動（集会での発言、抗議活動への参加）の状況、及びこれについての被告会社の承認の有無。

7　その他、上記に関連する事項。